

北上市訓令第3号

市長部局

北上市違反建築物等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市違反建築物等処理規程の一部を改正する訓令

北上市違反建築物等処理規程（平成3年北上市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第10条関係） [略]		別表第1（第10条関係） [略]	
違反条項	内容	違反条項	内容
法第6条違反	次の各号のいずれかに該当する建築物の建築確認 1 [略] 2 木造の建築物で2階建以下又は延べ面積が <u>500平方メートル</u> 以下のもの 3 [略]	法第6条違反	次の各号のいずれかに該当する建築物の建築確認 1 [略] 2 木造の建築物で2階建以下又は延べ面積が <u>300平方メートル</u> 以下のもの 3 [略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。